

災害時対応連絡網の活用のしおり

<フローチャート(流れ)について>

☆地震の突発性・緊急性を考慮し、フローチャートは2種類作成した

<各ステーションの動きについて>

- ・地震災害の場合は、ステーション事業所から発信する動きを開始する
- ・いつでも発信できるように、年度初めにブロック長(副ブロック長)の連絡先を把握しておく、またこれらは職員全員に周知しておく
- ・パートナーステーションとも安否確認を行う
- ・「様式1」の記入は、主に管理者が行うができない場合は他の職員でも出来るようしておく
- ・当該事業所が被災し「様式1」等のFAXや電話の発信が出来ない場合、連絡し合うステーション(複数あった方が望ましい)をあらかじめ決めておく、連絡方法も確認しておく
- ・災害の状況(緊急性)に合わせて「様式2」も同時に発信する
- ・パニック状況で用紙への細かな記載が出来なくても、SOS発信だけはブロック長(副ブロック長)へ行う
- ・2週間後(2回目)の報告は、被災報告(SOS)をした事業所は必ず行う

<ブロック長(副ブロック長)の役割について>

- ・年度初めに各ステーションへ連絡先を周知する

- ・適宜ステーションの入会や変更を把握し、連絡網を整備する
- ・ステーション同士のパートナーの組み合わせを調整する
- ・各ステーションからの報告を把握し、緊急性があればすぐ管理者代表と副代表(第1、第2)へ「様式3」と「様式1」を連絡する

* ①熊本市ブロックは第1副代表へ、①以外は第2副代表へ

また、災害後3日以内に連絡の来ない事業所にはブロック長から連絡を行い状況を把握し管理者代表へ連絡する

更に、ブロック長はSOSを発信した事業所に折り返し連絡し、詳細を把握すると同時に管理者代表(副代表)・災害委員等と支援物資や人の応援などの指示を受け、分担して動く

- ・各ステーションからの報告を受け、5～7日以内にブロック全体の被災状況をまとめ、管理者代表及び副代表へメールまたはFAXで報告する
- ・ブロック長としての動きが困難な場合は速やかに副ブロック長へ引き継ぎ管理者代表及び副代表にも連絡する

<管理者代表・副代表>

- ・各ブロック長からの報告を受け、被災状況をまとめる
- 物資や人の派遣等を検討したり、状況により現地視察も検討したりする
- ・県看護協会、全国訪問看護事業協会、県医師会事務局等へ報告を行う
 - ・各方面からの連絡を受け災害委員で役割窓口を分担し決める

・2回目の報告に向けての準備と対策をたてる